



聖霊女子短期大学付属中学校3年 高橋 晴子

国際結婚はバラ色？ ―ハーグ条約と私―

今、テレビや雑誌で活躍している滝川クリステルや森泉など、いわゆる「ハーフ」の芸能人を見て、「国際結婚をしてみたい」なんて思っている人はいませんか。特に私達三年生はあと一年で十六歳。法律上は親の許可があれば結婚できる年齢です。が、漠然とした憧れだけでは、結婚生活は長くは続きません。それは国際結婚をしている私の両親を見ていて強く感じます。そして二重国籍を持って生まれてきた、私自身の経験からも言えます。

私の父はアメリカ人です。ですから父や父の親戚、知人を通して、アメリカ社会をかいま見ることができます。例えば妻の浮気が原因で離婚した父の親友は、元妻との子ども二人と、再婚相手の三人の連れ子と七人家族です。しかし、アメリカでは親権が二人に与えられるため、子ども達二人は、一週間ごとに両親の家を往復しなければなりません。それがどんなに嫌でも、法律によって十八歳までは、この生活を続けなければならないのです。一方親の側も、子どもが同じ学校に通えるように、学区内に住むことが義務付けられています。そんな複雑な家族環境のためか、子どもの一人は精神的に不安定な状態が続いています。アメリカ国内でもこのような状況なので、これが国際結婚という国境を越えての話になると、離婚すれば様々な問題が発生するのは明らかです。

五月十一日の新聞は、「日本人元妻に賠償約五億円、米裁判所が命令」という見出しで、無断で子どもを連れ帰国した日本人女性が、元夫に賠償金を請求され、その行動は「拉致」としてアメリカ下院議会に非難されたと伝えています。果たして自分の子を連れ帰ることが、横田めぐみさんを拉致した北朝鮮と同じ行動だと言うのでしょうか。あまりにも身勝手な元夫と、離婚が日常茶飯事で子どもの気持ちに無頓着なアメリカ社会に、私は衝撃を受けたと同時に激しい怒りを感じました。その上この事件が引き金となり、日本はハーグ条約を批准しようとしています。

ハーグ条約とは、結婚が破たんした親の一方が国境を越えて子どもを連れ去った場合、その子をすぐに定住国へ返還することを目的として作られた条約です。しかし欧米などのハーグ条約加盟国と日本の間には大きな溝があります。まず、日本には共同親権の制度はありません。どちらか一方の親が親権を持ち、多くは母親が優先されます。次に、親権のない親の子に面会する権利が日本では保証されていません。あくまでも、子どもにとってのベストを考えます。ですから、先の新聞記事のようなことが起きるのです。

ハーグ条約を批准したらどうなるのでしょうか。国際結婚をし、夫の国に住んでいた私が離婚したとします。その場合、残念ながら私が子どもを母国に連れ帰ることが出来る可能性は極端に低いでしょう。第一に、私は夫の国では外国人であり、言葉や文化の壁が存在します。第二に、弁護士や通訳にかかる費用や旅費など、外国での裁判は経済的にも時間的にも大きな負担です。第三に、DVや虐待など夫が原因で離婚したとしても、それを裁判で証明するのは至難の業です。このような理由で、私は子どもと引き裂かれてしまうのです。こんな事が自分の身に起きたら、あなたはどうしますか。

「子はかすがい」の日本と、夫婦が中心で子どもが親の事情に振り回されているアメリカ。それぞれの価値観は全く違いますが、どちらも私の国なのです。震災や原発事故の陰で、話題になることもないハーグ条約ですが、アメリカと日本という両極に立つ二つの国の間で、私は今、ハーフであることの意味を考えています。条約のへい害で苦しむ世界中の母親と子ども達の力になりたい、そのために将来は国連などの国際機関で働きたいと思っています。ハーフと言われて、二つの国のはざままで泣いたり、悩んだりした事全てが、他の国の人々を理解するのに役立つのだと、私は今気付きました。